

# J A なんと の 現況

(令和2年度なんと農業協同組合ディスクロージャー誌)



な ん と 農 業 協 同 組 合

## 目次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（令和2年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	7
5. リスク管理の状況	12
6. 自己資本の状況	24
7. 主な事業の内容	25

### 【経営資料】

#### I 決算の状況

1. 貸借対照表	38
2. 損益計算書	39
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	48
5. 財務諸表等の正確性にかかる確認書	49
6. 会計監査人の監査	50

#### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	51
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	52
4. 受取・支払利息の増減額	52

#### III 事業の概況

##### 1. 信用事業

###### (1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	53
② 定期貯金残高	53

###### (2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	53
② 貸出金の金利条件別内訳残高	53
③ 貸出金の担保別内訳残高	54
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	54
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	54
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	54
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	55
⑧ リスク管理債権の状況	56
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	56

⑩	元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	57
○	「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係	58
⑪	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
⑫	貸出金償却の額	59
(3)	内国為替取扱実績	59
(4)	有価証券に関する指標	
①	種類別有価証券平均残高	59
②	商品有価証券種類別平均残高	59
③	有価証券残存期間別残高	59
(5)	有価証券等の時価情報等	
①	有価証券の時価情報等	60
②	金銭の信託の時価情報等	60
③	デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	60
2.	共済取扱実績	
(1)	長期共済新契約高・長期共済保有高	61
(2)	医療系共済の入院共済金額保有高	61
(3)	介護共済・生活障害共済の介護共済金額保有高	61
(4)	年金共済の年金保有高	62
(5)	短期共済新契約高	62
3.	経済事業取扱実績	
(1)	買取購入品取扱実績	63
(2)	受託販売品取扱実績	63
4.	指導事業	63
IV	経営諸指標	
1.	利益率	64
2.	貯貸率・貯証率	64
V	自己資本の充実の状況	
1.	自己資本の構成に関する事項	65
2.	自己資本の充実度に関する事項	67
3.	信用リスクに関する事項	69
4.	信用リスク削減手法に関する事項	72
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	73
7.	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
9. 金利リスクに関する事項	75

【JAの概要】

1. 機構図	78
2. 役員一覧	79
3. 会計監査人の名称	79
4. 組合員数	79
5. 組合員組織の状況	79
6. 特定信用事業代理業者の状況	79
7. 地区一覧	79
8. 店舗等のご案内	79
法定開示項目掲載ページ一覧	80

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を四捨五入して表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

(表紙写真： 蓑谷 縄が池からの展望)

## ごあいさつ

組合員をはじめ、なんと農協をご利用頂いております皆様におかれましては、平素から格別のご利用とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な落ち込みを見せました。国内総生産は前年比4.8%減となり、リーマン・ショックの影響があった2009年以来、11年ぶりのマイナス成長となっています。今後の景気動向については、感染拡大防止に配慮した経済活動の再開や海外経済の改善もあり持ち直しの傾向が見られますが、先行きは依然不透明な状況となっています。

一方、世界経済においても新型コロナウイルス感染の影響は甚大であり、各国総じて大幅なマイナス成長となりました。大規模な金融緩和策や財政支援策等により先進国を中心に回復傾向にあるものの、冬期の感染再拡大に伴う活動制限の再強化を受け、経済回復の足取りは再び停滞しつつあります。国内外ともに本年も新型コロナウイルス感染症の動向が焦点となり、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた動きが期待されます。

さて、当JAの令和2年度におきましては、当期剰余金 8,400万円余りを計上しました。また、年度末での単体自己資本比率は13.65%となりました。今後とも、自己資本比率向上に向けて最大限の努力をしていく所存です。ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度は第7次中期経営計画の最終年度にあたります。本年度も引き続き『創造的自己改革への実践』をテーマに、3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に引き続き取り組みます。組合員の皆様とともに地域農業・地域社会の未来を支え、持続可能な基盤の確立・強化を目指します。今後も皆様と、ふれあい訪問などを通じてJAの事業や運営、さまざまな活動についての対話を深め、皆様のニーズにお応えできるよう邁進してまいります。

また、令和4年4月より西部支店・東部支店の2店舗を1店舗へ統合いたします。新店舗では、専門知識をより充実した職務体制を図るなど、さらに組合員や利用者皆さまに信頼される支店運営に努めてまいります。

このディスクロージャー誌は、当JAの事業運営についてご理解をいただくために作成しました。是非、ご覧をいただければ幸いに存じます。

今後とも、ご支援・ご鞭撻いただくことをお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

なんと農業協同組合  
代表理事組合長 上田 憲仁

### 1. 経営方針

## 組合員とともに農業・地域の未来を拓く

### 『創造的自己改革の実践』

令和3年度は、変化する農政のもと地域農業振興の計画を基本に引き続き農業者の所得増大、農業生産の拡大を目指します。そして、消費者に選ばれる農産物の生産拡大に、営農組織・生産農家と一体となって邁進するとともに、新商品の開発など農産物の付加価値向上に努めます。

昨年、国の食料・農業・農村基本計画の見直しがされました。食料自給率の向上と食料安全保障を確立するという基本的方針のもと、それぞれの施策を推進するとしています。食料自給率が低下した状態で、海外からの輸出規制や物流の寸断が起これば、早い時期に食糧不足となる恐れがあります。この国・地域の持続のためには、農業・農村を維持していく必要があります。しかしながら、環境や政策の変化により、地方、特に中間産地を含む地域の疲弊・衰退は、以前にも増して進んでいます。JAは、地域の活性化の一翼を担わねばなりません。食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として総合力を発揮し、この問題に取り組めます。

中期3ヶ年計画では、「創造的自己改革の実践」をテーマに3つの基本目標とし、実現に向け自己改革に取り組んでいます。さらなる持続的な農業や地域の活性化に向けて、組合員の声をもとに事業・活動を展開します。そして、JAがこれまで担ってきたサービスや生活インフラ機能を持続・充実し、様々な課題に対応するため、地域の多様な組織と連携しながら活動をします。

#### 基本目標

1. 農業者の所得増大
2. 農業生産の拡大
3. 地域の活性化

#### 重点実施事項

1. 多様な担い手に対応する支援の強化
2. 農作業の省力化・機械化やICT・IoTの活用普及
3. 新たな販売チャンネルの開拓とサポート体制の構築
4. 持続可能な経営基盤の確立・強化
5. 総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮
6. 地域の多様な組織との連携による地域コミュニティの活性化

## 2. 経営管理体制

### ◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行います。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行います。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産組織や女性の中から理事の登用を行います。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 3. 事業の概況(令和2年度)

### (1) 全体的な概況

令和2年度の水稲においては、田植え後、好天に恵まれ順調に推移しました。しかし、五百万石においては、出穂時の長雨の影響により登熟不良となりました。また、コシヒカリにおいては、日照不足により草丈が伸長したため局地的な降雨により倒伏が目立ちました。この結果、収量においては平年並みとなりましたが、上位等級比率においては、98.2%となり昨年を0.7%下回る結果となりました。今後とも、消費者の高い信頼を得るために上位等級比率100%に近い品質を目指します。

酒造好適米においては、新型コロナウイルス感染症の影響により日本酒の消費量が大きく落ち込み、需給バランスが崩れることとなりました。この結果、令和3年度においては、酒造好適米の作付面積を減少せざるを得ない状況となりました。これまで安定生産・安定調達のため複数年契約や、新規開拓などに取り組んできましたが、世界的な感染症の流行により大きく影響を受ける結果となりました。本年も、安定生産を継続するため「酒米サミット」を通じ、全国の酒造関係者の皆さんに更なる信頼を得て、高い評価をいただけるよう、より一層の努力をしております。

一方、特産化を目指しておりますニンニクについては、取組みの強化をしております。今後とも、更なる生産面積の拡大、収穫したニンニクの新商品開発をはじめ、販路の拡大に取り組んでまいります。

令和2年度における各事業においては、日銀の量的・質的金融緩和政策（マイナス金利政策）が、なお強化されたままのため信用事業を中心に大変厳しい結果となりました。

今後とも、組合員皆様方のご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

### ◇ 信用事業

貯金については、個人貯金の獲得を目指し各年齢層のニーズに応えられるよう商品の提案を行い、特色のある商品企画に取り組めました。また、気軽に相談の出来る地域金融機関であることに心掛け、貯金全体期末残高は644億1,549万円（前年対比105.7%）の実績となりました。

貸出金については、住宅ローンやJAマイカーローン等のキャンペーン取組みにより顧客ニーズに幅広く対応しました。貸出金期末残高は42億5,318万円（前年対比101.1%）と増加しました。

## ◇ 共済事業

共済については、専任渉外（L A）が共済専用タブレット端末を活用した訪問活動により、安心して暮らせる総合保障をご提案するための「安心チェック」を実施しました。お客様の保障内容点検を行い J A 共済の普及広報活動に努めましたが、長・短期共済新契約ポイントでは 277 万ポイント（前年対比 95.5%）と減少しました。

長期共済保有契約高は、満期到来等により、年度末保有契約高は 1,307 億 2,631 万円（前年対比 96.4%）となりました。

短期共済新契約高では、自動車共済は見積もりキャンペーンによる新規契約・乗り換え試算提案により契約を獲得し件数は増加（前年対比 100.4%）しましたが、火災共済の契約件数は減少（前年対比 71.5%）しました。全体の掛金ベースでは 2 億 3,589 万円（前年対比 97.3%）となりました。

## ◇ 購買事業

### <生産資材>

肥料、農薬においては、継続して「農業者の所得増大」を目標に低コスト化を目指しました。供給高は、3 億 282 万円（前年対比 99.5%）となりました。また、生産資材では畦畔被覆資材の活用による省力化を提案し供給増となりました。畜産資材および飼料等の供給高は昨年より減少し、供給高は、4,466 万円（前年対比 52.4%）となりました。

### <農機具>

農業機械は、営農組織や中核農家との連携を図り、作業中の故障対応などの迅速化に努めました。また、農薬散布ドローン、GPS 自動運転トラクター、自走式草刈機、乗用溝切機等の導入による省力化、低コスト化を提案しました。昨年度は消費増税前の駆け込み需要効果がありましたが、本年度はその反動もあり、供給高は 2 億 5,857 万円（前年対比 95.8%）と減少しました。また、担い手や営農組織への農機整備講習会実施、農作業事故の注意喚起をしました。

### <生活物資>

米については、全国への頒布会を中心にホームページやインターネットを活用し「なんと美味しい米」PR に努めましたが業務用大口顧客需要の伸び悩みにより、取扱高は 4,962 万円（前年対比 93.4%）となりました。

### <油類>

登録自動車台数の減少、低燃費自動車の普及が進み、レギュラーガソリンの供給量が減少し、油類の供給高は 3 億 7,688 万円（前年対比 87.0%）となりました。

### <自動車>

自動車販売は、登録自動車台数の減少や、近年の受注生産傾向の影響もあり、供給高は 2 億 2,924 万円（前年対比 76.7%）となりました。

購買事業の総供給高は、15 億 8,345 万円（前年対比 87.2%）となりました。



## ◇ 販売事業

「農業者の所得増大」を目標に米の直接販売（以下直売という）に努め、米総出荷量の66.5%を直売が占める割合となりました。なかでも酒米は75.1%の直売出荷となりました。

令和1年産米は、JAなんと単独加算として1俵当たり100円の追加払いとなりました。

酒造好適米は当JAの主力作物として位置付けており、全国各地の酒造会社の要望に応え作付面積は390.3haとなり、27,306.0俵（前年対比96.6%）の集荷実績となりました。

コシヒカリをはじめとするうるち米の集荷実績は39,917俵（前年対比101.7%）、もち米の1,273.5俵（前年対比90.6%）を加え総集荷数量は68,496.5俵（前年対比99.4%）となりました。全国の米余り基調のなか、概算金の低下もあり、米の販売高は9億7,283万円（前年対比94.6%）となりました。販売事業取扱高は、農産物と畜産物合わせて、12億9,523万円（前年対比97.3%）となりました。

## ◇ 加工・利用事業

＜広域・西部カントリーエレベーター、平共乾＞

広域・西部カントリーエレベーター及び平共乾を合わせた生粳、半乾の米穀の総荷受重量は登熟期の好天により、平年並みの6,369トン（前年対比100.9%）となりました。西部カントリーエレベーターについては、大麦753トン（前年対比78.6%）大豆86トン（前年対比65.2%）と両作物とも前年より荷受重量は減少しました。

カントリー利用料は、1億2,022万円（前年対比90.6%）となりました。

## ◇ 旅行事業

旅行センターでは、全国的な移動制限や自粛等により年間取扱高は1,518万円（前年対比13.9%）にとどまりました。

## ◇ 高齢者福祉介護事業

「JAやすんごと会」は東部支店を会場に年6回開催し、延べ参加人数は99名となりました。今年は開催自粛により、開催日数も減らして実施しました。

マイマスク作りや割り箸ゲーム、まちがいさがしなど行い、限られた開催の中で、会員の皆さんに楽しんでいただきました。

「高齢者の集い」は感染拡大防止のため、ほとんど実施することが出来ませんでした。開催できるようになれば、感染対策を充分に実施し元気な高齢者の方に憩いの場を提供いたします。ふれあいハーモニーでは、参加者の皆さんが楽しんでいただける企画を準備いたします。



J A やすんごと会

## 4. 農業振興活動と地域貢献情報

### ◇ 協同組合の特性

当 J A は、南砺市の旧城端地区・井口地区・平地区・上平地区の一角を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉とし、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当 J A は、地域の一角として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

### ◇ 農業関係の持続的な取り組み

急速な組合員の高齢化や担い手の減少、後継者不足等の農業情勢の中で、農業経営が安定的に持続されるよう取り組んでいます。

そのために、地域に根ざした認定農業者、集落営農組織、新規就農者を育成支援します。また、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を目標に、地域農業に適した農業資材の選定・提案、市況調査に基づく柔軟な価格設定に努めるとともに、利用歩戻しの一部価格の算入、予約購買の充実、肥料・農薬の大型規格の取扱拡大による低コストと省力化を追求しています。

「続けられる農業」をサポートするため直播栽培の拡大、畦畔管理資材の提案、ヘリ・ドローン防除の対象作物の拡大等の省力化にも取り組んでいます。

### ◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

当 J A では、バイオマス利活用の良質堆肥生産に取り組み、土壌検査と有機完熟堆肥の施用促進により「まずは土から」安全・安心な農産物づくりを指導しており、信頼を構築するため、生産工程管理（GAP）にも取り組んでいます。

環境にやさしい農業を目指し、減農薬・減化学肥料への取り組みや生化学分解質資材の供給、種籾の温湯消毒処理の利用推進をはかり、皆様へ安全で良質な農産物を供給できるよう努めています。

#### ◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

当地域における担い手への農地集積を目指し、集落を横断した営農実践組合の設立を検討するとともに、認定農業者や集落営農組織の育成強化に取り組んでいます。

地産地消の取り組みは、作物生産組織「ふるさと産品の会」活動によりAコープなどとセフレ店およびヨッテカーレ城端での産直等を促進しています。また、米の販売の増加を図るため「パックごはん」を販売しております。富山県産大麦による「麦とろ麺」や焼酎「ファイバースノウ」の販売促進も図っています。

農業・農村体験交流センター「愛菜ふれあい館」を拠点として、親子農業体験・食品加工体験活動など、農業交流や食育にも力を入れています。

例年11月には皆さまへの感謝として農業祭を開催し、秋冬野菜の直売や青壮年部・女性部・地域団体の活動発表、ミニ動物園や各種展示即売会を行っています。

#### ◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、64,415百万円（うち定期積金の残高は1,349百万円）となっています。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	56,337百万円
その他	8,078百万円
合計	64,415百万円

#### ◇ 地域への資金供給の状況

##### (1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、4,253百万円となっています。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応しています。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	2,478百万円
地方公共団体	1,288百万円
その他	487百万円
合計	4,253百万円

##### (2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

## ◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

### （１）文化的・社会的貢献に関する事項

南砺市内の学校給食への食材を供給しています。それぞれの季節に合わせた野菜を地元の農家が栽培し、収穫野菜を南砺市内の学校へ運搬しています。毎月 10 日を「なんとの日」として南砺市内の学校が共通献立を立て、地元の野菜や加工品をふんだんに使った給食の日として決められています。児童からは毎年感謝のしるしとして作文を書いています。

生産者は生産栽培履歴の記帳徹底により安心安全な野菜づくりに努めています。

高齢者福祉については、福祉課で毎月第 3 木曜日に「やすんごと会」を東部支店で開催しています。高齢になっても家に閉じこもることなく、楽しく一日を過ごすために、軽スポーツ・ゲームや講演等多彩なメニューで大いに笑うことで若返り、互いの健康を喜ぶ「生きがいがづくり」のお手伝いをしています。高齢者福祉活動組織「JA なんと助けあいの会（ふれあいハーモニー）」の協力を得て「ふれあい・助けあい」のある地域づくりを目指しています。

若い世代への取り組みとしては農協青壮年部が主体となって、旧校下毎に「農業体験教室」を開催しています。大鋸屋支部・北野支部・井口支部では 5～6 月にさつまいも苗等を定植し、9～10 月に地元の子供達と野菜の収穫体験を行いました。それぞれの地域の子どもたちとその家族が農業を体験して、農業への理解と楽しさを感じてもらい JA へのつながりを深めています。

### （２）利用者ネットワーク化への取り組み

なんと農協を年金受給口座として指定されている年金受給者組織「年金友の会」JA 長期共済の高額契約者組織「共済友の会」を旧支店ごとに組織し、その支部ごとに会員の親交を図るため毎年温泉等で総会を開催しています。

また、主催行事としてペタンク大会、ゲートボール大会、カラーリング大会を例年開催し、参加者の皆様には、開催を楽しみにして頂いておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止により中止といたしました。

### （３）情報提供活動

毎月下旬発行の JA 機関紙「こうほうなんと」や「ホームページ」の更新により、管内の農業・農政の情報、協同活動の紹介や地域活動など地元の情報満載で発信しています。また、より多くの意見が紙面に反映されるよう努めています。

## ◇ 地域密着型金融への取り組み

### (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

J A なんとは各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や利子補給型ローンの取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。令和3年2月末時点のJ A なんとの農業関係資金残高は132百万円（前年比124.5%）となりました。

### (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、担当部署を明確化し経営支援を行える体制整備をしています。

### (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

### (4) ライフサイクルに応じた担い手支援

J A なんとでは、新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

平成22年度から、J A 銀行アグリサポート事業の一環として、「新規就農応援事業」を創設し、新規就農希望者（研修生）の育成を行う農家等に対して費用助成をしています。

### (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

J A なんとでは、農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

農業者に対する農業近代化資金やその他農業資金の融資のうち一定の要件を満たすもの、及び農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJ A 銀行アグリ・エコサポート基金が最大1%の利子助成を行い、農業の担い手をサポートしています。

### (6) 農山村地域の情報集積を活用した持続可能な農山村等地域育成への貢献

J A なんとでは地域の小学生の農業に対する理解を深めるため、J A 銀行食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取組んでいます。教材「農業とわたしたちの暮らし」は令和2年度には管内の3小学校5年生へ合わせて79セットを配布しており学校の授業等に活用されています。

また、J A なんとでは、地域貢献活動や食農教育などの実践活動に取り組んでおり、令和2年度は下記活動に助成し、地域の子供達への食農教育を実践しています。

【地域貢献活動内容】 令和2年度に助成して取り組まれた食農活動内容

活動団体名	活動名	活動内容
農協青壮年部大鋸屋支部	野菜の栽培収穫体験	さつまいもの定植・栽培・収穫体験
農協青壮年部北野支部	野菜の栽培体験	さつまいもの定植・収穫体験
農協青壮年部井口支部	野菜の栽培体験	さつまいもの定植・収穫体験



農協青壮年部 井口支部



農協青壮年部 大鋸屋支部



農協青壮年部 北野支部

## 5. リスク管理の状況

### ◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資運用課及び審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。



### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ◇ 業務の適正を確保するための体制

[内部統制システム基本方針]

当 J A では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

## 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

### 1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

#### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

### ◇ 法令等遵守体制

#### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## 当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

### 1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

### 2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

### 3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

### 4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

### 5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

## ◇ 金融 A D R 制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、J A バンク相談所や全共連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

### 当 J A の苦情等受付窓口

【貯金・ご融資に関すること】 金融共済部融資運用課

電話：0763-62-4124 【月～金(祝祭日除く) 8時30分～17時】

【共済に関すること】 金融共済部共済普及課

電話：0763-62-4148 【月～金(祝祭日除く) 8時30分～17時】

## ②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### ・信用事業

(一社) J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359)

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、富山県 J A バンク相談所は、(一社) J A バンク相談所へ運営を移管しております。

### ・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先 (住所・電話番号) につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、①の窓口にお問い合わせ下さい。

## ◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

### マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

なんと農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### （運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### （マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### （反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

#### （組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### （外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

## ◇ 利用者保護等管理方針

### J A バンク 利用者保護等管理方針

なんと農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

## ◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

### 金融円滑化にかかる基本方針

なんと農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
  - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ◇ 個人情報保護への対応方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

### 個人情報保護方針

なんと農業協同組合（以下「当組合」といいます）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

#### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

## 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

## 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

## 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

## 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。



## 情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

### ◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

## 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### ◇ 苦情受付窓口

当 J A では、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当 J A の業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当 J A は、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

#### 苦情受付窓口【J A なんと全般】

コンプライアンス課

電話番号：0763-62-4120

受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）、8 時 30 分～17 時

## ◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・事業所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

## ○ 監査実施状況

(単位：人)

監査期間(日数)	監査内容等	監査従事人数(延べ)		
		監 事	担当者	計
R2. 3. 16～18(3日間)	H31年度 決算監事監査	14	12	26
R2. 6. 15～8. 6(17日間)	R2年度 上期内部監査		31	31
R2. 4. 2	独占禁止法関係内部監査		1	1
R2. 4. 7～9(3日間)	H31年度末 資産査定		1	1
R2. 4. 27～30(3日間)	貸出業務内部監査		8	8
R2. 5. 19～20(2日間)	組織受託会計監査(営農部)		1	1
R2. 5. 22～28(4日間)	購買事業無通告現金等実査		4	4
R2. 6. 10	第1四半期自主検査チェックリスト		1	1
R2. 8. 17～20(3日間)	R2上期 組織受託会計監査		3	3
R2. 8. 18～21(3日間)	貸出業務内部監査		8	8
R2. 8. 31～9. 1	R2年度 仮決算棚卸実査	7	5	12
R2. 9. 8	第2四半期自主検査チェックリスト		1	1
R2. 9. 15～9. 18(3日間)	上期内部監査フォローアップ監査		1	1
R2. 10. 1～6(4日間)	R2年度 仮決算監事監査	14	12	26
R2. 11. 5～R3. 1. 28(21日間)	R2年度 下期内部監査		45	45
R2. 11. 19	無通告現金実査		2	2
R2. 12. 14～22(3日間)	貸出業務内部監査		6	6
R3. 1. 5	資産査定監査 (R2. 11月末)		3	3
R3. 1. 19	R1年産米穀共同計算の内部監査	1	1	2
R3. 2. 8～9(2日間)	R2年下期 組織受託会計監査		4	4
R3. 2. 15	生産履歴記帳運動内部監査		1	1
R3. 2. 26～3. 1(2日間)	R2年 決算棚卸実査	7	5	12
監査延べ人数		43	156	199

## 6. 自己資本の状況

### ◇ 自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組みました結果、令和 3 年 2 月末における自己資本比率は、13.65%となりました。

### ◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	なんと農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,468 百万円（前年度 3,402 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 7. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

当J Aは、地域の金融機関として、利便性の高いJ Aバンクをめざし、相談機能を充実し、農業担い手支援、年金受給層に対するサービスの強化の取り組み等、多様なニーズに応えられるよう努めています。

#### ■ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金等のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌 30 ページをご覧ください。

#### ■ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展に貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌 34 ページをご覧ください。

#### ■ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

#### ■ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌 31 ページから 33 ページをご覧ください。

#### 〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 35 ページをご覧ください。

#### 〔経済事業〕

当JAでは、経済事業として、購買事業・販売事業・保管事業・特産物振興事業・生産施設利用事業・指導事業を行っています。

##### ■ 購買事業

###### □ 生産購買事業

営農指導事業・販売事業との一体的な取り組みの中で、食の安全・安心に応えられるよう、完熟堆肥をはじめ有機肥料・その他農薬類・生産資材類の適正な供給に努めています。

農機具類の点検・修理・販売も随時行っています。

###### □ 生活購買事業

宅配方式の「ふれあいサービス」事業と、生活総合相談員の外務活動による組織購買を中心に、生活購買部門、石油燃料部門、自動車部門と、暮らしに密着した身近で多様なニーズに応えられる品揃えに努め、地域に根ざした生活資材の供給を行っています。

##### ■ 販売事業

生協・卸業者・実需者から求められ、産地指定を受けることのできる均一で高品質な『なんとうまい米』の生産販売を行っています。

旬の地元野菜や特産物加工品などは「Aコープセフレ生産者広場」「ヨッテカーレ城端」等の直売場で販売しています。

## ■ 指導事業

### □ 営農指導事業

高品質・良食味な「なんとうまい米」の生産を基本にすえ、消費者ニーズに応える生産指導を行っています。また、土作り運動や減農薬・減化学肥料の取り組み、種粃の温湯消毒など、環境に優しい農業推進に努めています。

また、酒造会社との交流会などを通じて、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを構築しています。

### □ 生活文化事業

「食と農」を中心に、健康・福祉・資源・環境・生きがいなど、地域生活のさまざまなニーズに応えるため、生活総合相談員による相談活動、日帰り人間ドックや各種検診の案内や取次ぎ、女性部協同活動学習などの取り組みを通じて健康で心豊かな生活提案を行っています。

### □ 教育広報活動

農業の持つ役割や魅力、地域の方々の活動、読者皆様のふれあいなど、さまざまにご愛読いただける広報誌「こうほうなんとう」を毎月発行しています。

学童農園や農業教室など、食育活動にも力を入れています。

## ■ 特産物振興事業

農業・農村体験交流センター『愛菜ふれあい館』を拠点として子供や消費者の農作業体験や特産品加工体験を通じて食と農への関心を高める取り組みを行っています。地域農産物の学校給食への食材の供給や農業特産品の通信販売も行っています。

## ■ 保管事業

良質米の品位を保持する低温倉庫の効率的運用と適正保管管理に努め、カントリー利用施設の保管機能をフル活用し、合理的な荷受体制のもと保管事業の確立を図っています。

## ■ 生産利用事業

西部カントリー・広域カントリーへの全量粃集荷による高品質・均一な仕上げにより、『なんとうまい米』の供給基地としての管理・運営に努めています。土づくりセンターにおいては、バイオマス利活用による良質完熟堆肥の安定生産体制を図り、環境にやさしい有機質土壌の育成に努めています。

## [その他の事業]

### ■ 高齢者福祉・介護保険事業

J Aの相互扶助の精神に基づき、指定介護事業所における訪問介護・介護予防訪問介護等のホームヘルプサービスをはじめ、高齢者の健康と生きがいづくりを目的とし、「J Aふれあいハーモニー」「J Aなんと助け合いの会」活動を通じ、『ふれあい・助けあい』のある地域づくりに努めています。

## ■ 旅行事業

組合員を始め地域の皆様方の旅行窓口として、自然の風光・四季折々に遊ぶ旅情企画など情報提供ならびに各種旅行を取り扱っています。



特産物振興事業



## (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットを守られています。

### ◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

### ◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等、一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 【貯金商品のご案内】

◇お客様の多様なニーズにお応えするため、多数の商品を取り揃えております。

種類	しくみと特徴		お預入期間	お預入金額
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。		お出し入れ 自由	1円以上
普通貯金 (こども)	個人名義は課税扱い、代表者名義は非課税となります。		小・中・高校生 等	1円以上
決済用貯金 (普通貯金)	利息はつきません。個人のは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。		お出し入れ 自由	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。		お出し入れ 自由	1円以上
当座貯金	お支払いに安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		お出し入れ 自由	1円以上
納税準備貯金	租税等を納税する資金をお預けいただく貯金です。		預け入れ随時 納税のみ出金	1円以上
J A教育資金 贈与専用口座	教育資金贈与契約に基づく非課税措置をご利用いただくための口座です。		預け入れ随時 教育資金出金	1円以上 1,500万円 以下
通知貯金	2日前の解約告知によりいつでもご解約ができます。		7日間以上	5万円以上
スーパー定期	お預入れは1円からという手軽な定期貯金で3年、4年、5年、7年、10年ものは有利な半年複利も選択できます。		1か月以上 10年以内	1円以上
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。		1か月以上 10年以内	1,000万円 以上
期日指定 定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1か月前のご通知でいつでも満期日を指定できます。元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。		最長3年	1円以上 300万円未満
変動金利型 定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。		最長3年	1円以上
据置定期貯金	据置期間6か月经過後、任意の日に全額または一部(元金1万円以上)の払戻ができます。		最長5年	1円以上 1,000万円 未満
積立式 定期貯金	エンドレス型	普通貯金からの自動振替によるお預入ができます。無期限で積立可能です。	定めなし	1円以上
	満期型	普通貯金からの自動振替によるお預入ができます。	6か月以上 10年以下	1円以上
	年金型	3か月ごとに年金としてお受け取りができます。	1年以上 10年以内	1円以上
	一括預入年金型	3か月ごとに年金としてお受け取りができます。	2ヶ月以上 10年以内	1円以上
財形 貯金	一般財形 貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。お給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回あたり 1円以上
	財形年金 貯金	ご退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。ご在職中に積立を行うことにより、60才以降に年金としてお受け取りできます。財形専用の金利適用が受けられ、住宅財形と合わせて550万円まで非課税特典が受けられます。	5年以上	1回あたり 1円以上
	財形住宅 貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利適用が受けられ、年金財形と合わせて550万円まで非課税特典が受けられます。	5年以上	1回あたり 1円以上
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。		6ヶ月以上 10年以内	1回 1,000円以上
譲渡性貯金	事前通知により利息とともに譲渡することができます。満期前に解約はできません。		2週間以上 5年未満	1,000万円 以上

◇このほか、季節商品やキャンペーン商品もお取扱しております。詳しくは窓口にお問い合わせください。

## 【その他のサービスのご案内】

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用できます。JAカード(クレジット)とセットになった一体型カードもご利用できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがおお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがおお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをおお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としとして、おお客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
JAネットバンキング	窓口やATMにご来店されずとも、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
JAカード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などおお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

## 【内国為替取扱手数料】

◇各手数料(令和3年5月1日現在)には、消費税等(10%)が含まれております。

種 類		組 合 員	員 外
送金手数料 (1件につき)	電信扱い	880円	880円
	普通扱い(送金小切手)	660円	660円
振込手数料 (1件につき)	電信扱い	1万円未満	440円
		1万円以上3万円未満	550円
		3万円以上	550円
	文書扱い	1万円未満	330円
		1万円以上3万円未満	440円
		3万円以上	440円
代金取立手数料(1通につき)	至急扱い	880円	880円
	普通扱い	660円	660円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	660円
	取立手形組戻料	1通につき	660円
	取立手形店頭呈示料 ただし660円を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。	1通につき	660円
	高岡手形交換所内交換振込	文書扱いの手数料	
	離島回金料	無料	

## 【貯金ネットサービスお客様手数料（ATMご利用手数料）】

◇各手数料（令和3年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

ご利用ATM等 (提携金融機関)		J Aバンク (同上)	三菱東京 UFJ (同上)	セブン銀行 (同上)	イーネット ローソン (※1) (各行※2)	J Fマリン バンク (農漁協)	ゆうちょ 銀行 (同上)	その他 (MICS提携) (各行)	J Aカード キャッシング*
お取扱内容		入出金	出金のみ	入出金	入出金	出金のみ	入出金	出金のみ	出金のみ
ご利用 手数料	平日 ※3 8:45~17:00	無料	無料	無料	無料	無料	110円	110円 ※4	無料
	土曜日 ※3 9:00~14:00	無料	110円	無料	無料	無料	110円	220円 ※4	無料
	平日・土曜日の その他時間帯 及び 日曜日・祝日※3	無料	110円	110円	110円	無料	110円(入金) 220円(出金)	220円 ※4	110円

◇祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日時間帯のご利用手数料となります。

※1：イーネットATMはファミリーマート・ポプラ・バロー等のコンビニエンスストアに設置されております。

※2：コンビニエンスストア（ファミリーマート、ローソン等）の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合があります。詳しくはご利用のATMの掲示等でご確認ください。

※3：稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJ Aバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合があります。詳しくはお近くのJ Aまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※4：ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合があります。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

## 【J A ネットバンク振込手数料】

◇各手数料（令和3年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

J A ネットバンク振込手数料				ATM振込手数料			
	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上		1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上
当J A内	無料	無料	無料	当J A内	無料	無料	無料
県内他J A宛	無料	無料	無料	県内他J A宛	110円	110円	220円
県外J A宛	110円	220円	330円	県外J A宛	110円	220円	330円
他金融機関宛	220円	275円	440円	他金融機関宛	220円	275円	440円

## 【その他の諸手数料】

◇各手数料（令和3年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

種 類		単 位	料 金		
手形・小切手 用紙代金	小切手帳交付（50枚）	1冊	1,100円		
	約束手形用紙交付（50枚）	1冊	1,320円		
	マル専口座開設（割賦販売通知書）	1通	3,300円		
	マル専手形用紙交付	1枚	550円		
貯金関係 手数料	残高証明書の発行	1通	330円		
	取引履歴明細の発行（当座・普通・経済口1カ月分）	1件	110円		
	通帳、証書、カードの再発行	1冊・枚	1,100円		
	定額自動送金サービス依頼書	1枚	660円		
貸出業務 手数料	融資可能証明書	1枚	5,500円		
	支払利息証明書	1枚	1,100円		
	住宅ローン残高証明書	1通	330円		
	条件 変更	返済条件変更 （償還期間、固定から変動への金利変更等）	1件	5,500円	
		全額繰上返済・一部繰上返済	1件	5,500円	
		固定金利の金利引き下げ	1件	5,500円	
	住宅 ローン 協会 保証 付	住宅ローン融資実行手数料	1件	11,000円	
		条件 変更	返済条件変更 （償還期間、固定から変動への金利変更等）	1件	5,500円
			全額繰上返済・一部繰上返済	1件	無料
			固定金利の金利引き下げ	1件	5,500円
その他	国債口座管理手数料	年間	無料		
	テレホンサービス	1口座（月額）	550円		
	ファクシミリサービス	1口座（月額）	1,100円		
両替手数料	100枚まで		無料		
	101枚～300枚		110円		
	301枚～1,000枚		330円		
	1,001枚～2,000枚		660円		
	2,001枚～3,000枚		990円		
	3,001枚以上		1,320円		

## 【貸出商品のご案内】

種 類	内 容	
系統統一ローン	住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・その他金融機関借入の住宅資金の借り換え等にご利用ください。
	リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
	マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
	教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さまの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
	多目的ローン	生活に必要な一切の資金です。
	カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができ、全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。
	営農ローン	営農に必要な資金を、あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。(個人農業者向け)
	アグリエース	営農に必要な資金を、あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。(大型農家・法人向け)
	農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換えにご利用できます。
	アグリマイティ資金	農業生産に直結する設備資金および運転資金にご利用いただけます。
プロパー資金	地域振興資金	地域環境の開発・改善・振興に必要な一切の資金です。
	事業資金	事業を営むための資金です。公序良俗に反するものは対象外とします。
	農業資金	農家の方、営農団体・農事組合法人等の方がご利用いただけます。 農業生産および農家経済の安定向上に必要な一切の資金です。
	生活改善資金	生活向上のために購入した物品代金決済の資金です。ただし自動車は除きます。
	共済証書担保	当JAの共済契約者の方がご利用できる資金です。 現在契約中の共済証書を担保とした資金です。
	住宅・リフォーム資金	居住する住宅の新築・購入・増改築・他金融機関の住宅ローンの借り換え等にご利用下さい。
	自動車ローン	自動車、バイク（共に中古車を含む）の購入資金または購入に付帯する諸費用のための資金です。また、点検・車検・修理費用や保険掛金にも利用でき、運転免許証の取得やカーナビ購入等にもご利用できます。
	教育資金	入学金や学費・家賃等・教育に関する資金としてご利用下さい。
	購買品購入ローン	当JAで購入された物品代（自動車を除く）の代金決済資金としてご利用下さい。
貯金担保	本人または同居のご家族が必要とされる生活環境改善または生活に必要な資金としてご利用下さい。また、地域振興・開発のためにご利用下さい。	
当座貸越	組合員が経営する事業運転資金としてご利用できます。経営に必要な資金決済にご利用下さい。	

※その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しています。

店頭窓口もしくは、渉外担当者までお問い合わせください。

## 【主な共済商品一覧】

### ○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
生存給付特則付 一時払終身共済	一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、相続対策にご活用いただけます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活に生じた損害賠償責任などを保障します。

### ○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

### ○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済 【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。





# 【經營資料】

# 【経営資料】Ⅰ 決算の概況

## 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	3 1 年度	2 年度		3 1 年度	2 年度
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>60,331,294</b>	<b>63,786,929</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>61,046,498</b>	<b>64,470,222</b>
(1)現金	82,694	78,271	(1)貯金	60,952,882	64,415,488
(2)預金	55,817,606	59,213,701	(2)譲渡性貯金	-	-
系統預金	55,816,351	59,212,760	(3)借入金	-	-
系統外預金	1,225	941	(4)その他の信用事業負債	93,616	54,734
譲渡性預金	-	-	未払費用	11,075	9,925
(3)コールローン	-	-	その他の負債	82,541	44,808
(4)買入金銭債権	-	-	(5)債務保証	-	-
(5)金銭の信託	-	-	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>190,002</b>	<b>197,521</b>
(6)有価証券	-	-	(1)共済借入金	-	-
国債	-	-	(2)共済資金	90,799	97,540
地方債	-	-	(3)共済未払利息	-	-
政府保証債	-	-	(4)未経過共済付加収入	97,989	98,794
金融債	-	-	(5)共済未払費用	559	505
短期社債	-	-	(6)その他の共済事業負債	654	682
社債	-	-	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>141,468</b>	<b>151,291</b>
外国証券	-	-	(1)支払手形	-	-
株式	-	-	(2)経済事業未払金	57,504	103,618
受益証券	-	-	(3)経済受託債務	83,583	47,369
(7)貸出金	4,207,868	4,253,175	(4)その他の経済事業負債	381	304
(8)その他の信用事業資産	274,026	261,730	<b>4. 設備借入金</b>	-	-
未収収益	267,916	252,898	<b>5. 雑負債</b>	<b>231,029</b>	<b>135,728</b>
その他の資産	6,110	8,831	(1)未払法人税等	3,255	30,373
(9)債務保証見返	-	-	(2)リース債務	-	-
(10)貸倒引当金	△50,900	△19,947	(3)資産除去債務	32,108	59,600
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>126</b>	<b>30</b>	(4)その他の負債	195,667	45,755
(1)共済貸付金	-	-	<b>6. 諸引当金</b>	<b>390,255</b>	<b>377,371</b>
(2)共済未収利息	-	-	(1)賞与引当金	22,600	19,759
(3)その他の共済事業資産	126	30	(2)退職給付引当金	352,016	338,217
(4)貸倒引当金	-	-	(3)役員退職慰労引当金	15,639	19,395
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>555,731</b>	<b>633,131</b>	<b>7. 繰延税金負債</b>	-	-
(1)受取手形	1,582	3,266	<b>8. 再評価に係る繰延税金負債</b>	-	-
(2)経済事業未収金	204,065	156,907	<b>負債の部合計</b>	<b>61,999,252</b>	<b>65,332,134</b>
(3)経済受託債権	264,701	378,162	<b>(純資産の部)</b>		
(4)棚卸資産	82,027	95,246	<b>1. 組合員資本</b>	<b>3,403,452</b>	<b>3,473,784</b>
購買品	73,565	89,713	(1)出資金	893,218	886,678
販売品	-	-	(2)資本準備金	17,273	17,273
宅地等	-	-	(3)利益剰余金	2,494,101	2,571,357
その他の棚卸資産	8,462	5,533	利益準備金	813,000	825,000
(5)その他の経済事業資産	6,952	6,764	その他利益剰余金	1,681,101	1,746,357
(6)貸倒引当金	△3,596	△7,213	リスク管理積立金	588,000	611,000
<b>4. 雑資産</b>	<b>157,301</b>	<b>146,635</b>	共同乾燥施設建設目的積立金	561,000	577,000
(1)雑資産	157,308	146,638	特別積立金	448,000	448,000
(2)貸倒引当金	△8	△3	当期末処分剰余金	84,101	110,357
<b>5. 固定資産</b>	<b>1,163,350</b>	<b>1,049,919</b>	(うち当期剰余金)	(57,912)	(84,394)
(1)有形固定資産	1,158,577	1,046,622	(4)処分未済持分	△1,140	△1,523
建物	3,065,613	2,810,023	<b>2. 評価・換算差額等</b>		
機械装置	965,863	961,048	(1)その他有価証券評価差額金	-	-
土地	352,400	349,994	(2)土地再評価差額金	-	-
リース資産	-	-	<b>純資産の部合計</b>	<b>3,403,452</b>	<b>3,473,784</b>
建設仮勘定	-	-			
その他の有形固定資産	589,335	562,037			
減価償却累計額	△3,814,633	△3,636,480			
(2)無形固定資産	4,773	3,297			
リース資産	-	-			
その他の無形固定資産	4,773	3,297			
<b>6. 外部出資</b>	<b>3,087,431</b>	<b>3,086,461</b>			
(1)外部出資	3,087,431	3,086,461			
系統出資	3,013,218	3,013,218			
系統外出資	64,213	63,243			
子会社等出資	10,000	10,000			
(2)外部出資等損失引当金	-	-			
<b>7. 前払年金費用</b>	-	-			
<b>8. 繰延税金資産</b>	<b>107,470</b>	<b>102,813</b>			
<b>9. 再評価に係る繰延税金資産</b>	-	-			
<b>10. 繰延資産</b>	-	-			
<b>資産の部合計</b>	<b>65,402,704</b>	<b>68,805,918</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>65,402,704</b>	<b>68,805,918</b>

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	3 1 年度	2 年度		3 1 年度	2 年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>1,130,933</b>	<b>1,084,004</b>	(11)加工事業収益	16,071	11,090
事業収益	2,944,456	2,560,576	(12)加工事業費用	7,129	7,050
事業費用	1,813,523	1,476,572	<b>加工事業総利益</b>	<b>8,942</b>	<b>4,040</b>
(1)信用事業収益	365,393	328,406	(13)利用事業収益	154,094	147,666
資金運用収益	348,205	312,263	(14)利用事業費用	51,309	41,663
(うち預金利息)	(259,621)	(244,420)	<b>利用事業総利益</b>	<b>102,785</b>	<b>106,003</b>
(うち有価証券利息)	(3)	-	(15)旅行事業収益	109,445	15,182
(うち貸出金利息)	(63,579)	(56,223)	(16)旅行事業費用	98,171	13,375
(うちその他受入利息)	(25,003)	(11,620)	<b>旅行事業総利益</b>	<b>11,275</b>	<b>1,807</b>
役務取引等収益	14,288	13,306	(17)その他事業収益	41,466	36,566
その他事業直接収益	7	-	(18)その他事業費用	18,544	18,947
その他経常収益	2,894	2,837	<b>その他事業総利益</b>	<b>22,923</b>	<b>17,619</b>
(2)信用事業費用	52,423	14,362	(19)指導事業収入	17,587	14,803
資金調達費用	11,811	8,831	(20)指導事業支出	21,000	18,638
(うち貯金利息)	(10,538)	(7,980)	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△3,413</b>	<b>△3,836</b>
(うち給付補填備金繰入)	(1,270)	(845)	<b>2. 事業管理費</b>	<b>1,122,780</b>	<b>1,025,126</b>
(うち借入金利息)	-	-	(1)人件費	775,836	680,918
(うちその他支払利息)	(3)	(7)	(2)業務費	104,546	97,933
役務取引等費用	4,765	4,306	(3)諸税負担金	32,113	32,857
その他経常費用	35,847	1,225	(4)施設費	206,107	209,665
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(5)その他事業管理費	4,178	3,752
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2,357)	(△30,952)	<b>事業利益</b>	<b>8,153</b>	<b>58,878</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>312,970</b>	<b>314,044</b>	<b>3. 事業外収益</b>	<b>69,513</b>	<b>57,318</b>
(3)共済事業収益	235,793	226,375	(1)受取雑利息	4	1
共済付加収入	216,676	208,064	(2)受取出資配当金	47,709	45,206
共済貸付金利息	-	-	(3)貸貸料	6,499	6,091
その他の収益	19,117	18,311	(4)貸倒引当金戻入益	-	-
(4)共済事業費用	7,955	6,262	(5)償却債権取立益	-	-
共済借入金利息	-	-	(6)雑収入	15,300	6,020
共済推進費	594	601	<b>4. 事業外費用</b>	<b>549</b>	<b>1,294</b>
共済保全費	3,658	2,400	(1)支払雑利息	-	-
その他の費用	3,703	3,260	(2)寄付金	335	296
<b>共済事業総利益</b>	<b>227,838</b>	<b>220,113</b>	(3)雑損失	214	998
(5)購買事業収益	1,928,787	1,691,755	(うち貸倒引当金戻入益)	(△13)	(△5)
購買品供給高	1,815,117	1,583,448	<b>経常利益</b>	<b>77,117</b>	<b>114,902</b>
購買手数料	(297,414)	(275,804)	<b>5. 特別利益</b>	<b>2,300</b>	<b>189,674</b>
修理サービス料	100,807	95,407	(1)固定資産処分益	-	10,924
その他の収益	12,863	12,900	(2)資産取得補助金	-	178,750
(6)購買事業費用	1,576,141	1,366,289	(3)一般補助金	2,300	-
購買品供給原価	1,517,703	1,307,644	(4)その他の特別利益	-	-
購買品供給費	10,071	8,793	<b>6. 特別損失</b>	<b>2,664</b>	<b>176,973</b>
修理サービス料	7,624	9,762	(1)固定資産処分損	364	95,401
その他の費用	40,743	40,090	(2)固定資産圧縮損	2,300	26,223
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(3,958)	(3)減損損失	-	55,349
(うち貸倒引当金戻入益)	(△611)	-	(4)その他の特別損失	-	-
<b>購買事業総利益</b>	<b>352,645</b>	<b>325,465</b>	<b>税引前当期利益</b>	<b>76,754</b>	<b>127,604</b>
(7)販売事業収益	86,902	94,484	<b>7. 法人税・住民税及び事業税</b>	<b>9,020</b>	<b>38,554</b>
販売手数料	76,116	85,294	<b>8. 法人税等調整額</b>	<b>9,822</b>	<b>4,657</b>
その他の収益	10,785	9,191	<b>当期剰余金</b>	<b>57,912</b>	<b>84,394</b>
(8)販売事業費用	8,558	10,913	<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>26,189</b>	<b>25,963</b>
その他の費用	8,558	10,913	<b>目的積立金取崩額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	<b>当期未処分剰余金</b>	<b>84,101</b>	<b>110,357</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,452)	(△340)			
<b>販売事業総利益</b>	<b>78,344</b>	<b>83,571</b>			
(9)保管事業収益	17,310	16,768			
(10)保管事業費用	685	1,592			
<b>保管事業総利益</b>	<b>16,625</b>	<b>15,176</b>			

### 3. 注記表

#### (令和2年度注記表)

#### 1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- |                        |   |             |
|------------------------|---|-------------|
| (1) 子会社株式              | ： | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券<br>時価のないもの | ： | 移動平均法による原価法 |

###### ② 棚卸資産

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| ○ 購買品     |                                   |
| 肥料・農薬     | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）    |
| 農機具製品・自動車 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）     |
| 上記以外の購買品  | 売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）  |
| ○ 繰越貯蔵品   |                                   |
| 製品及び仕掛品   | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）    |
| その他の原材料   | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

##### (3) 引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。  
上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。  
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

###### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

###### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

###### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### (4) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

##### (5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 2. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 資産にかかる圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,311,747千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,360,519千円
構築物	73,964千円
機械及び装置	820,943千円
車輛運搬具	2,919千円
備品	12,028千円
土地	41,373千円

##### (2) 担保に供している資産

預金のうち、3,000,000千円は為替取引の担保に供しております。

##### (3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	475千円
金銭債務	40,863千円

##### (4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	28千円
金銭債務	ありません。

## (令和2年度注記表)

### (5)貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は49,324千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,324千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1)子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	11,874千円
うち事業取引高	9,074千円
うち事業取引以外の取引高	2,801千円
②子会社との取引による費用総額	3千円
うち事業取引高	3千円

### (2)固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
車輛課	自動車修理場	建物及び機械装置等
旧井口事務所	賃貸	建物
旧上平事務所	遊休	土地及び建物

当組合は、営業関連事業については管理会計の単位を基本的にグルーピングし、営業関連事業以外の事業については施設単位でグルーピングしております。また、本店、生活課、本店営業部、保管事業、生産利用施設、Aコープ委託については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産と認識しております。

車輛課については収益性が低下し今後も回復する見込みが難しいこと、また、井口事務所と上平事務所については店舗の統廃合にともない賃貸および遊休施設へ用途変更してはしましたが賃貸収入が低水準であることから帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失(55,349千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、車輛課17,355千円(内、建物11,346千円、構築物1,594千円、機械装置4,375千円、器具備品39千円)、旧井口事務所建物15,422千円、旧上平事務所22,572千円(内、土地1,387千円、建物21,185千円)です。

なお、車輛課、井口事務所および上平事務所の回収可能額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額により算定しています。

### (3)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## 4. 金融商品に対する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### (2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

## (令和2年度注記表)

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%低下したものと想定した場合には、経済価値が13,945千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### (3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価に関する事項

### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	59,213,701	59,216,727	3,026
貸出金	4,260,789		
貸倒引当金	△19,949		
貸倒引当金控除後	4,240,839	4,302,933	62,093
資 産 計	63,454,540	63,519,659	65,119
貯 金	64,415,488	64,423,262	7,774
負 債 計	64,415,488	64,423,262	7,774

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金7,614千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### ②金融商品の時価の算定方法

#### 【資産】

#### (1) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### (2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### (1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

### ③時価を把握することが極めて困難と思われる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,087,431

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

### ④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	59,213,701					
貸出金	604,409	370,585	350,811	308,759	265,054	2,351,887
合計	59,818,110	370,585	350,811	308,759	265,054	2,351,887

※貸出金のうち、当座貸越121,990千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,672千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(令和2年度注記表)

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	56,157,060	4,939,096	2,978,820	97,406	206,481	36,625

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、りそな銀行及び全共連との契約による確定給付企業年金(規約型)制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	352,016千円
退職給付費用	29,826千円
退職給付の支払額	△13,044千円
確定給付企業年金制度への拠出額	△25,237千円
特定退職金共済制度への拠出額	△5,344千円
期末における退職給付引当金	338,217千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	725,935千円
年金資産	△252,533千円
特定退職金共済制度	△135,184千円
未積立退職給付債務	338,217千円
退職給付引当金	338,217千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	29,826千円
----------------	----------

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,796千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は115,773千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

項 目	金 額
繰延税金資産	
退職給付引当金	93,345千円
貸倒引当金	4,504千円
減損損失	27,560千円
資産除去債務	16,449千円
JAバンク支援積立金	9,034千円
賞与引当金	6,247千円
役員退職慰労金引当金	5,353千円
その他	2,436千円
繰延税金資産小計	164,928千円
評価性引当額	△55,543千円
繰延税金資産合計(A)	109,385千円
繰延税金負債	
資産除去債務(固定資産増加分)	6,572千円
繰延税金負債合計(B)	6,572千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	102,813千円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

項 目	負 担 率
法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.9%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	8.7%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%

## (平成31年度注記表)

### 1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- |                        |   |             |
|------------------------|---|-------------|
| (1) 子会社株式              | ： | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券<br>時価のないもの | ： | 移動平均法による原価法 |

##### ② 棚卸資産

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| ○ 購買品    |                                   |
| 肥料・農薬    | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）     |
| 農機具製品    | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）     |
| 上記以外の購買品 | 売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）  |
| ○ 繰越貯蔵品  |                                   |
| 製品及び仕掛品  | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）    |
| その他の原材料  | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。  
上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。  
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。  
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (4) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### (5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### 棚卸資産の評価方法

肥料・農薬の評価方法は、従来、売価還元法によっていましたが、システム更改に伴うデータ整備により商品ごとの数量管理が可能となったため、当事業年度から総平均法に変更しました。

当該会計方針の変更については、システム更改に伴うデータ整備が前事業年度の期中からの対応であり、過去に遡及しての総平均法による単価計算が実務上不可能であることより、前事業年度末の当該購買品の帳簿価額を当事業年度の期首高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。

なお、この変更による影響は軽微です。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業毎の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産にかかる圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,322,796千円であり、その内訳は次のとおりです。



## (平成31年度注記表)

建物	1,365,019千円
構築物	73,964千円
機械及び装置	822,693千円
車両運搬具	2,919千円
備品	16,827千円
土地	41,373千円

### (2)担保に供している資産

預金のうち、3,000,000千円は為替取引の担保に供しております。

### (3)子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	606千円
金銭債務	57,899千円

### (4)役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	355千円
金銭債務	ありません。

### (5)貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は114,830千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,830千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1)子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	14,039千円
うち事業取引高	11,180千円
うち事業取引以外の取引高	2,859千円
②子会社との取引による費用総額	2千円
うち事業取引高	2千円

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## 6. 金融商品に対する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要額」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### (2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%低下したものと想定した場合には、経済価値が9,080千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

(平成31年度注記表)

- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- (3) 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	55,817,606	55,820,462	2,856
貸出金 貸倒引当金	4,216,111 △50,904		
貸倒引当金控除後	4,165,207	4,244,792	79,585
資 産 計	59,982,813	60,065,254	82,441
貯 金	60,952,882	60,965,044	12,162
負 債 計	60,952,882	60,965,044	12,162

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 8,243 千円を含めています。  
※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

- (1) 預金  
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- (2) 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。  
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- (1) 貯金  
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と思われる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,087,431

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	55,817,606					
貸出金	689,663	358,008	334,203	297,874	256,865	2,266,061
合計	56,507,269	358,008	334,203	297,874	256,865	2,266,061

※貸出金のうち、当座貸越 158,355 千円については「1年以内」に含めています。  
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。  
※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 5,194 千円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	52,194,010	5,386,251	2,750,542	492,124	80,918	49,036

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(平成31年度注記表)

7. 有価証券に関する注記

当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	3,062	7	—

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、りそな銀行及び全共連との契約による確定給付企業年金(規約型)制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	381,175千円
退職給付費用	40,561千円
退職給付の支払い額	△36,739千円
確定給付企業年金制度への拠出額	△27,138千円
特定退職金共済制度への拠出額	△5,843千円
期末における退職給付引当金	352,016千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	743,769千円
年金資産	△242,498千円
特定退職金共済制度	△149,254千円
未積立退職給付債務	352,016千円
退職給付引当金	352,016千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	40,561千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金9,745千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は120,270千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金	97,155千円
貸倒引当金	11,976千円
減損損失	13,341千円
資産除去債務	8,769千円
JAバンク支援積立金	8,951千円
賞与引当金	7,145千円
役員退職慰労金引当金	4,316千円
その他	553千円
繰延税金資産小計	152,206千円
評価性引当額	△44,409千円
繰延税金資産合計(A)	107,797千円
繰延税金負債	
資産除去債務(固定資産増加分)	327千円
繰延税金負債合計(B)	327千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	107,470千円

(4) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

項目	負担率
法定実効税率(調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.6%
住民税均等割等	0.8%
評価性引当額の増減	△3.5%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

(追加情報)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	3 1 年度	2 年度
<b>1. 当期末処分剰余金</b>	<b>84,101</b>	<b>110,357</b>
(1) 繰越剰余金	26,189	25,963
(2) 当期剰余金	57,912	84,394
(3) 目的積立金取崩額	-	-
<b>2. 任意積立金取崩額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
特別積立金	-	-
<b>3. 剰余金処分類</b>	<b>58,138</b>	<b>81,859</b>
(1) 利益準備金	12,000	17,000
(2) 任意積立金	39,000	56,000
うち目的積立金	39,000	56,000
(3) 出資配当金	7,138	8,859
うち普通出資配当金	7,138	8,859
<b>4. 次期繰越剰余金</b>	<b>25,963</b>	<b>28,497</b>

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成31年度 0.8%      令和2年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	預金及び有価証券運用のリスク負担、貸出金(含経済未収金)・外部出資等不良債権の償却・引当、固定資産(含リース資産)の償却・処分(含除去債務、解体及び整地費用)及び減損、退職給与引当金の引当、外部積立の減損、特例業務負担金の抛却、繰延税金資産の回収及び米の精算に係る損失発生への補填に備えるため	預金、有価証券、貸出金、経済未収金、外部出資等、固定資産等、退職給与引当金等の期末帳簿価格、特例業務負担金の将来見込額、繰延税金資産の40/100	預金利息(含奨励金)の減少、有価証券売却損の発生、自己査定における有価証券、貸出金、経済未収金及び外部出資等の償却・引当した場合、固定資産(含リース資産)の償却・処分(含除去債務、解体及び整地費用)及び減損、退職給与引当金の引当、外部積立の減損、特例業務負担金の抛却、繰延資産の回収及び米の精算に係る損失が生じた場合
共同乾燥施設建設目的積立金	共同乾燥施設の取得及び既存施設改修整備のため	共同乾燥施設の取得金額 (10億円)	共同乾燥施設の取得等で支出を要した時

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化指導の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成31年度 2,900千円      令和2年度 4,300千円

## 5. 財務諸表等の正確性にかかる確認書

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年5月29日

なんと農業協同組合

代表理事組合長

上田 憲之

## 8. 会計監査人の監査

2019年度及び2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 【経営資料】Ⅱ 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
経 常 収 益	3,204	3,262	3,181	2,973	2,583
信用事業収益	503	476	468	365	328
共済事業収益	256	249	243	236	226
農業関連事業収益	1,036	1,073	1,037	1,056	1,020
生活その他事業収益	1,410	1,464	1,433	1,315	1,008
経 常 利 益	153	141	100	77	115
当 期 剰 余 金	85	93	64	58	84
出 資 金	915	910	903	893	887
(出資口数)	915,372	910,179	903,363	893,218	886,678
純 資 産 額	3,237	3,315	3,364	3,403	3,474
総 資 産 額	67,183	68,721	67,437	65,403	68,806
貯 金 等 残 高	62,812	64,264	62,989	60,953	64,415
貸 出 金 残 高	4,471	4,048	4,175	4,208	4,253
剰 余 金 配 当 金 額	9	10	7	7	9
出 資 配 当 金 額	9	10	7	7	9
職 員 数	154	157	154	148	138
単 体 自 己 資 本 比 率	14.73	13.98	14.55	13.14	13.65

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取扱は行っていません。  
 4. 職員数は常備人を含んでいます。  
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	31年度	2年度	増 減
資 金 運 用 収 支	336	303	△33
役 務 取 引 等 収 支	10	9	△1
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△33	2	35
信 用 事 業 粗 利 益	313	314	1
(信用事業粗利益率)	0.51	0.51	-
事 業 粗 利 益	1,234	1,141	△107
(事業粗利益率)	1.74	1.59	△0.15
事 業 純 益		113	
実 質 事 業 純 益		116	
コ ア 事 業 純 益		116	
コア事業純益(投資信託 解約損益除く。)		116	

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用  
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)  
 -(その他事業直接費用+その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
5. 事業粗利益＝事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用
6. 事業粗利益率＝事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
7. 事業純益＝事業粗利益-一般管理費-一般貸倒引当金繰入額
8. 実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額
9. コア事業純益：実質事業純益-国債等債券関係損益
10. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)＝コア事業純益-投資信託解約損益

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	31年度			2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	61,779	348	0.56	62,039	312	0.50
うち預金	57,394	285	0.50	57,603	256	0.44
うち有価証券	342	0	0	0	0	0
うち貸出金	4,266	64	1.50	4,331	56	1.29
資金調達勘定	62,720	12	0.02	62,944	9	0.01
うち貯金・定期積金	62,679	12	0.02	62,905	9	0.01
うち借入金	0	0	0	0	0	0
総資金利ざや	—		0.08	—		0.10

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)  
 2. 経費率＝信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高  
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	31年度増減額	2年度増減額
受取利息	△100	△36
うち預金	△76	△29
うち有価証券	0	0
うち貸出金	△23	△8
支払利息	△11	△3
うち貯金・定期積金	△11	△3
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引き	△89	△33

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当等が含まれています。



## 【経営資料】Ⅲ 事業の概況

### 1. 信用事業

#### (1) 貯金に関する指標

##### ①科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	31年度		2年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	17,514	27.9	19,050	30.2	1,535
定期性貯金	45,113	71.9	43,802	69.6	△1,310
その他の貯金	52	0	51	0	0
計	62,680	100	62,904	100	224
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	62,680	100	62,904	100	224

(注)1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

##### ②定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	31年度		2年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	41,304	96.5	42,866	96.9	1,561
うち固定金利定期	41,298	99.9	42,858	99.9	1,560
うち変動金利定期	6	0.0	8	0.0	1

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

#### (2) 貸出金等に関する指標

##### ①科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	31年度	2年度	増 減
手形貸付	47	32	△15
証書貸付	4,040	4,154	114
当座貸越	168	141	△26
割引手形	9	1	△7
合計	4,265	4,330	64

##### ②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	31年度		2年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	2,845	67.6	2,935	69.0	90
変動金利貸出	1,361	32.3	1,316	30.9	△45
合計	4,207	100.0	4,253	100.0	45

## ③貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	3 1 年度	2 年度	増 減
貯金・定期積金等	221	169	△51
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	60	49	△10
その他担保物	120	93	△27
小計	402	312	△89
農業信用基金協会保証	1,906	1,902	△3
その他保証	25	30	5
小計	1,931	1,932	1
信用	1,874	2,008	133
合計	4,207	4,253	45

## ④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## ⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 1 年度		2 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	95	2.2	93	2.1	△2
運転資金	1,716	40.7	1,852	43.5	136
合計	1,811	42.9	1,945	45.6	134

## ⑥貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 1 年度		2 年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	106	2.5	132	3.1	25
林業	10	0.2	10	0.2	0
水産業	-	-	-	-	-
製造業	227	5.4	209	4.9	△18
鉱業	-	-	-	-	-
建設・不動産業	320	7.6	226	5.3	△93
電気・ガス・熱供給水道業	25	0.6	23	0.5	△2
運輸・通信業	31	0.7	33	0.7	1
金融・保険業	501	11.9	500	11.7	△1
卸売・小売・サービス業・飲食業	286	6.7	253	5.9	△32
地方公共団体	1,112	26.4	1,287	30.2	175
非営利法人	-	-	-	-	-
その他	1,582	37.6	1,575	37.0	△7
合計	4,207	100.0	4,253	100.0	45

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア)営農類型別

(単位:百万円)

種 類	3 1 年度	2 年度	増減
農 業	71	82	11
穀 作	41	53	12
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	23	23	0
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	7	6	△1
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	71	82	11

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(イ)資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	3 1 年度	2 年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	67	77	10
農 業 制 度 資 金	4	5	1
農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
そ の 他 制 度 資 金	4	5	1
合 計	71	82	11

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

## ⑧リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

種 類	3 1 年度	2 年度	増減
破綻先債権額	0	0	-
延滞債権額	115	49	△66
3ヶ月以上延滞債権額	0	0	-
貸出条件緩和債権額	0	0	-
合 計	115	49	△66

## (注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

## 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

## 3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

## 4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31年度	21	6	0	14	21
	2年度	17	6	0	10	17
危険債権	31年度	94	44	18	32	94
	2年度	33	11	15	7	33
要管理債権	31年度	0	0	0	0	0
	2年度	0	0	0	0	0
小 計	31年度	115	50	19	46	115
	2年度	49	17	15	17	49
正常債権	31年度	4,105				
	2年度	4,215				
合 計	31年度	4,219				
	2年度	4,264				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

## ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

## ② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

- ③ 要管理債権  
3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- ④ 正常債権  
上記以外の債権

⑩元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況  
該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)		
破綻先	0	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	0	
実質破綻先	17		17	延滞債権	50
破綻懸念先	40	危険債権	33		
要注意先	要管理先	0	要管理債権	0	
	その他の要注意先	85	正常債権	3ヶ月以上延滞債権	0
正常先	2,933	4,215		貸出条件緩和債権	0
その他	1,291				

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i) 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii) 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く)

## ⑪貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	3 1 年度					2 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	6		12	6	6	3		6	3
個別貸倒引当金	47	49	-	47	49	49	24	-	49	24
合 計	59	55	-	59	55	55	27	-	55	27

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

## ⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	3 1 年度	2 年度
貸出金償却額	0	0

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

## (3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		3 1 年度		2 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	14,803	55,857	13,174	60,699
	金額	12,598	15,827	10,900	20,987
代金取立為替	件数	7	46	13	0
	金額	7	4	5	0
雑 為 替	件数	521	1,029	526	1,005
	金額	220	1,304	208	1,151
合 計	件数	15,331	56,932	13,713	61,704
	金額	12,825	17,135	11,113	22,138

## (4) 有価証券に関する指標

## ①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	3 1 年度	2 年度	増減
国 債	0	-	0

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

## ②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ③有価証券残存期間別残高

該当する有価証券残高はありません。

## (5) 有価証券等の時価情報等

### ①有価証券の時価情報等

該当する有価証券残高はありません。

### ②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

### ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。



## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		3 1 年度		2 年度		
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	330	47,295	416	45,109	
	定 期 生 命 共 済	45	240	40	260	
	養 老 生 命 共 済		208	14,797	270	13,265
		うちこども共済	168	4,698	165	4,495
	医 療 共 済	17	2,580	20	2,429	
	が ん 共 済	-	100	-	99	
	定 期 医 療 共 済	-	120	-	119	
	介 護 共 済	67	302	72	374	
	年 金 共 済	-	-	-	-	
建 物 更 生 共 済	6,301	70,230	4,819	69,072		
合 計	6,967	135,665	5,637	130,726		

(注)金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		3 1 年度		2 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		1	18	1	18
が ん 共 済		1	4	0	4
定 期 医 療 共 済		0	1	0	1
合 計		1	22	1	23

(注)1. 金額は、入院共済金額を表示しています。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		3 1 年度		2 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		76	555	94	648
生活障害共済(一時金型)		113	184	42	226
生活障害共済(定期年金型)		10	14	6	20
特 定 重 度 疾 病 共 済				71	71
合 計		199	753	213	965

(注)金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

## (4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	3 1 年度		2 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	91	793	62	831
年 金 開 始 後	-	331	-	333
合 計	91	1,125	62	1,164

(注)金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	3 1 年度		2 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	19,797	16	19,415	16
自 動 車 共 済		190		190
傷 害 共 済	22,889	3	10,864	3
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		32		27
合 計		242		236

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

### 3. 経済事業取扱実績

#### (1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		3 1 年度	2 年度
生産資材	肥料	171,264	165,039
	農薬	133,224	137,777
	農機具	269,913	258,575
	飼料	77,148	35,971
	生産雑資材	79,456	103,094
	計	731,005	700,457
生活物資	米	53,113	49,622
	食料品	129,688	58,639
	酒・塩・タバコ	25,971	17,422
	衣料品・装飾品	8,030	1,484
	日用品	27,206	26,251
	燃料	79,041	71,626
	油類	433,057	376,883
	自動車	298,943	229,240
	その他耐久資材	29,060	51,824
計	1,084,111	882,990	
合 計	1,815,117	1,583,448	

#### (2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

項 目		3 1 年度	2 年度
農産物	米	1,028,351	972,831
	大麦	24,783	22,538
	豆類・雑穀	70,459	61,252
	野菜	83,321	60,968
	花卉・花木	-	-
畜産物	222,150	177,644	
合 計	1,429,065	1,295,233	

### 4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		3 1 年度	2 年度
収入	賦課金	3,690	3,662
	指導事業補助金	5,057	4,782
	実費収入	8,841	6,359
	計	17,587	14,803
支出	営農改善費	13,363	12,210
	生活文化事業費	2,901	2,053
	教育情報費	4,737	4,375
	計	21,000	18,638

## 【経営資料】IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項 目	3 1 年度	2 年度	増 減
総資産経常利益率	0.11	0.16	0.05
資本経常利益率	2.30	3.38	1.08
総資産当期純利益率	0.08	0.12	0.04
資本当期純利益率	1.72	2.48	0.76

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項 目	3 1 年度	2 年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	6.90	6.60	△0.30
	期 中 平 均	6.81	6.88	0.07
貯 証 率	期 末	0.00	0.00	0
	期 中 平 均	0.00	0.00	0

(注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

【経営資料】 V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	前期末	当期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,396	3,465
うち、出資金及び資本準備金の額	910	904
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,494	2,571
うち、外部流出予定額 (△)	7	9
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	3
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,402	3,468
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	5	3
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	5	3
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	3
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,397	3,465
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,537	23,191
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,315	2,190
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	25,852	25,381
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.14%	13.65%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	31年度			2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	83	0	0	78	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	509	0	0	1,289	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	55,820	11,164	447	59,216	11,843	474
法人等向け	121	52	2	78	56	2
中小企業等向け及び個人向け	160	48	2	114	31	1
抵当権付住宅ローン	148	51	2	136	47	2
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	618	912	36	10	1	0
取立未済手形	6	1	0	7	1	0
信用保証協会等保証付	1,911	186	7	1,910	185	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
出資等	232	232	9	231	231	9
(うち出資等のエクスポージャー)	232	232	9	231	231	9
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
上記以外	5,828	10,975	439	5,759	10,796	432
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものであるエクスポージャー)	469	1,172	47	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,855	7,138	286	3,324	8,310	332
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	107	269	11	103	257	10
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,397	2,397	96	2,332	2,229	89
証券化	0	0	0	0	0	0
(うち STC 要件適用分)	0	0	0	0	0	0
(うち非 STC 要件適用分)	0	0	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
(うちルックスルー方式)	0	0	0	0	0	0
(うちマンドレート方式)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式 250%)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式 400%)	0	0	0	0	0	0

	(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	-	0	0	-	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	0	0	-	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	65,452	23,537	941	68,830	23,191	928
	CVAリスク相当額÷8%	-	0	0	-	0	0
	中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
	合計(信用リスク・アセットの額)	65,452	23,537	941	68,830	23,191	928
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		2,315	93	2,190	88		
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		25,851	1,034	25,381	1,015		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		31年度				2年度			
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高		三月以上延 滞エクスポ ージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高		三月以上延 滞エクスポ ージャー		
		うち 貸出金等	うち 債券		うち 貸出金等	うち 債券			
法 人	農 業	57	57	0	0	87	87	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	18	17	0	1	10	10	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	66	66	0	0	18	18	0	0
	電気・ガス・熱供 給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	58,834	469	0	0	61,829	469	0	0
	卸売・小売・飲食・ サービス業	242	10	0	0	18	8	0	0
	日本国政府・地方公 共 団 体	1,114	1,114	0	0	1,289	1,289	0	0
	そ の 他	328	10	0	608	949	10	0	0
	個 人	2,485	2,485	0	9	2,382	2,382	0	4
そ の 他	2,308	0	0	0	2,247	0	0	0	
業 種 別 残 高 計	65,452	4,228	0	618	68,830	4,272	0	4	
残 存 期 間 別 合 計	1 年 以 下	56,055	235	0		59,075	159	0	
	1 年 超 3 年 以 下	190	190	0		148	148	0	
	3 年 超 5 年 以 下	397	397	0		396	396	0	
	5 年 超 7 年 以 下	218	218	0		170	170	0	
	7 年 超 10 年 以 下	1,113	1,113	0		1,340	1,340	0	
	10 年 超	1,948	1,948	0		1,975	1,975	0	
	期限の定めのないもの	5,532	128	0		5,727	85	0	
残 存 期 間 別 合 計	65,452	4,228	0		68,830	4,272	0		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3 1 年度					2 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	6		12	6	6	3		6	3
個別貸倒引当金	47	49	-	47	49	49	24	-	49	24

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	3 1 年度						2 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	2	1	0	2	1	0	1	0	0	1	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	22	23	0	22	23	0	23	0	0	23	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・印刷・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 記 以 外	3	2	0	3	2	0	2	0	0	2	0	
個 人	20	23	0	20	23	0	23	17	0	23	17	
業 種 別 計	47	49	0	47	49	0	47	17	0	47	17	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		31年度			2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	873	873	0	1,594	1,594
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	1,857	1,857	0	1,853	1,853
	リスク・ウェイト 20%	0	55,826	55,826	0	59,246	59,246
	リスク・ウェイト 35%	0	146	146	0	134	134
	リスク・ウェイト 50%	0	10	10	0	8	8
	リスク・ウェイト 75%	0	67	67	0	40	40
	リスク・ウェイト 100%	0	2,635	2,635	0	2,528	2,528
	リスク・ウェイト 150%	0	607	607	0	0	0
	リスク・ウェイト 200%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 250%	0	3,431	3,431	0	3,427	3,427
その他	0	0	0	0	0	0	
リスク・ウェイト 1250%	0	0	0	0	0	0	
計	0	67,494	67,494	0	68,830	68,830	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	3 1 年 度			2 年 度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	24	0	0	11	0	0
中小企業等向け及び個人向け	3	0	0	3	10	0
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	1	0	0	0	0	0
証券化(エクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	11	0	0	15	12	0
合 計	40	0	0	29	23	0

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②そ

の他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	3 1 年 度		2 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非 上 場	3,087	3,087	3,086	3,086
合 計	3,087	3,087	3,086	3,086

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

3 1 年 度			2 年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

3 1 年 度		2 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

3 1 年 度		2 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	3 1 年 度	2 年 度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## 9. 金利リスクに関する事項

### ①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

#### ◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)  
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	0	4	31	17
下方パラレルシフト	0	0	0	0
スティープ化	66	110		
フラット化	0	33		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	0	0		
最大値	66	110	31	17
	当期末		前期末	
自己資本の額	3,465		3,397	

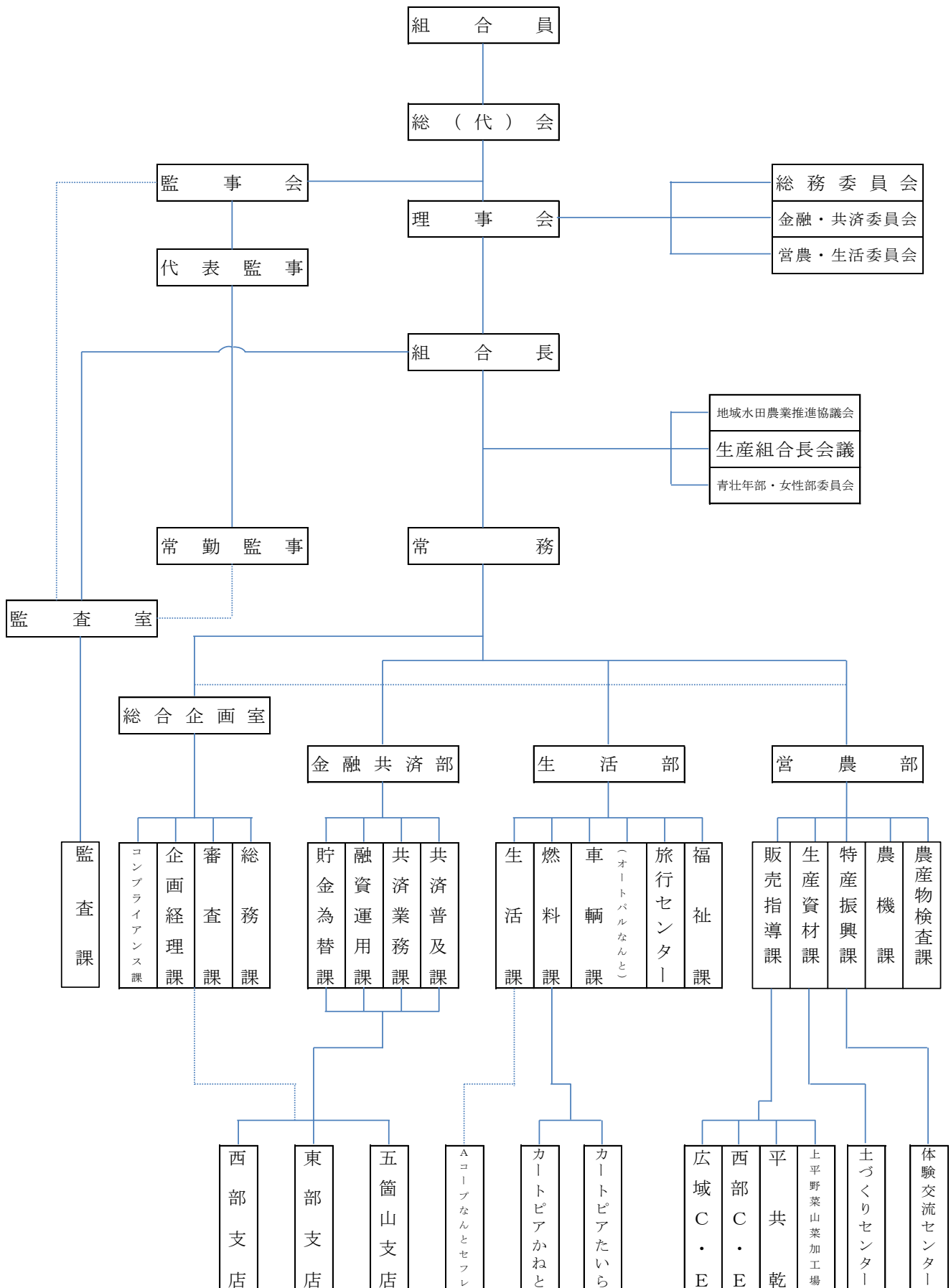
- (注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
2. 前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は計測されませんでした。当数値については、旧アウトライヤー基準にかかる上下200bpにより計測したものであり、当期末の△EVEとは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。



# 【 JA の 概 要 】

# 【JAの概要】

## 1. 機構図



## 2. 役員一覧

(令和2年5月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	上田 憲仁	理事	山本 敏
常務理事	北村 英男	理事	松林 富子
常務理事	永井 克一	理事	柳田 由紀
理事	岩井 清美	理事	平田 敏一
理事	山土 修一	代表(常勤)監事	辻 精二
理事	中川 慎一	員外監事	松平 健一
理事	中澤 英輔	監事	中山 誠信
理事	竹中 秀夫	監事	中島 修一
理事	窪田 重好		

## 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和3年5月現在) 所在地 東京都港区

## 4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	31年度	2年度	増減
正組合員	2,252	2,225	△27
個人	2,221	2,194	△27
法人	31	31	-
准組合員	1,840	1,836	△4
個人	1,751	1,748	△3
法人	89	88	△1
合計	4,092	4,061	△31

## 5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数		
組織協議会	なんと担い手組織協議会	33	作物生産組織	なんと酒造好適米生産組合	85
	城端区域育苗施設連絡協議会	23		なんと特別栽培米生産組合	24
	城端区域生産組合長協議会	43		城端区域直播研究会	23
	平生産組合長会	25		城端野菜出荷組合	37
	上平生産組合長会	16		ふるさと産品の会	254
	城端中核農業士協議会	31		城端果樹協会	64
	城端区域女性農業士協議会	7		井口丹波黒大豆出荷組合	6
	J A なんと青色申告会	60		五箇山合掌みょうが生産部会	20
				五箇山ぼべら生産部会	12
		上平赤かぶ生産部会	11		

当JAの組合員組織を記載しています

## 6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

## 7. 地区一覧

南砺市(旧城端町、旧井口村、旧平村、旧上平村の区域)の全域

## 8. 店舗等のご案内

店舗及び事務所名	住所	電話番号	A T M設置台数
本店	南砺市金戸268-1	0763-62-2123	
西部支店	南砺市金戸268-1	0763-62-1111	
東部支店	南砺市理休190-1	0763-62-1313	1
五箇山支店	南砺市下梨2045	0763-66-2241	1
Aコープなんとセフレ	南砺市野田52	0763-62-8811	1
城信A T M	南砺市城端1019	0763-62-1111	1
井口A T M	南砺市蛇喰1008	0763-62-1313	1
上平A T M	南砺市新屋3	0763-66-2241	1

## 【索引】

### 法定開示項目掲載ページ一覧（農協法施行令204条関係）

開示項目	ページ
〈概況および組織に関する事項〉	
○ 業務の運営の組織	78
○ 理事および監事の氏名および役職名	79
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	79
○ 事務所の名称および所在地	79
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	79
〈主要な業務の内容〉	
○ 主要な業務の内容	25～28
〈主要な業務に関する事項〉	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3～6
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	51
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益およびその合計）	51
・ 経常利益または経常損失	51
・ 当期剰余金または当期損失金	51
・ 出資金および出資口数	51
・ 純資産額	51
・ 総資産額	51
・ 貯金等残高	51
・ 貸出金残高	51
・ 有価証券残高	51
・ 単体自己資本比率	51
・ 剰余金の配当の金額	51
・ 職員数	51
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	51～64
◇ 主要な業務の状況を示す指標	51～52・64
・ 事業粗利益および事業粗利益率	51
・ 資金運用収支、役員取引等収支およびその他事業収支	52
・ 資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや	52
・ 受取利息および支払利息の増減	52
・ 総資産経常利益率および資本経常利益率	64
・ 総資産当期純利益率および資本当期純利益率	64
◇ 貯金に関する指標	53
・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	53
・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	53
◇ 貸出金に関する指標	53～59・64
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	53
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	53
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	54
・ 用途別の貸出金残高	54
・ 業種別の貸出金残高及び該当貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	54
・ 主要な農業関係の貸出実績	55
・ 貯貸率の期末値及び期中平均値	64
◇ 有価証券に関する指標	59～60・64
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	59
・ 有価証券の種類別の平均残高	59
・ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	59
・ 貯証率の期中平均及び残高	64

開示項目	ページ
〈業務の運営に関する事項〉	
○ リスク管理の体制	12～15
○ 法令順守の体制	15～16
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16～17・22
〈直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〉	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失処理計算書）	38～48
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	56
・延滞債権に該当する貸出金	56
・3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	56
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	56
○ 自己資本の充実の状況	67
○ 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	60
・金銭の信託	60
・デリバティブ取引	60
・金融等デリバティブ取引	60
・有価証券店頭デリバティブ取引	60
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
○ 貸出金償却の額	59
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	50